

# 一般質問通告書

【第61回定例会】

多可町議会議員 河崎 一 様  
 多可町議会議員 山口 邦政



受 領 日	番号
平成 26 年 11 月 27 日 午前・午後 8 時 52 分	6

質問の項目及び要旨	答弁を求める者
1. 和紙のユネスコ登録と杉原紙	町長
<p>杉原紙のユネスコ登録を目指しての取り組みを進めていくべき。                  町長のお考えと決意を問う。</p>	
2. 新地方公会計制度移行への準備は。	町長
<p>① 多くの自治体ではすでに基準モデル、総務省方式改訂モデルなどで財務4表を作成しているが多可町では作成しているのか。                  ② 本年5月に統一的な基準による財務諸表作成の前提となる固定資産台帳整備の準備を進めるようにとの総務大臣通達が出ているが進捗状況は。                  ③ 新地方公会計制度への移行は平成28年度決算までに必要と解釈しているが、多可町はいつから移行する予定か。                  ④ 移行後、財務4表をどのように町財政運営に生かして行くつもりか。</p>	
<p> </p>	

☆ 一般質問の通告期限は12月9日（火）午後0時00分までです。  
 質問要旨はできるだけ詳細にお願いいたします。

## 質 問 の 内 容

### 1、 和紙のユネスコ登録と杉原紙

本年11月26日に「和紙」がユネスコの無形文化遺産に登録されることになりました。今回の登録には島根県浜田市の「石州半紙」、岐阜県美濃市の「本美濃紙」、埼玉県小川町・東秩父村の「細川紙」の3つが対象となっています。この3つの和紙は国の指定重要無形文化財の保持団体に指定されており、技術を継承する団体が存在しているのが国の指定を受けている大きな理由です。

多可町が誇りとする「杉原紙」も今回登録された和紙と比べて、歴史的古さ、平安・鎌倉・室町・江戸時代での全国的な広がりはその色合いは少ないものです。ところが現在、杉原紙は兵庫県重要無形文化財の指定はあるものの、国の指定を受けるまでには至っていません。

昨年の「和食」に続き「和紙」が指定を受けたことで、「和紙」が日本のみならず諸外国からも注目を集めることが予想されます。多可町にとっても「杉原紙」を全国・全世界に売り出す絶好のチャンスと思います。

文化庁によると遺産登録の追加は可能としています。まずは国の重要無形文化財の指定が必要と思いますが、今後「杉原紙」のユネスコ登録に向けて動いていくべきと考えます。登録に向けての町長のお考え、決意を伺います。

### 2、 新地方公会計制度移行への準備は。

国は地方公会計の整備促進を進めようとしており、平成28年度決算からすべての地方公共団体で統一的な基準による財務書類等の作成を要請する方針です。これは従来の「現金主義・単式簿記」による会計制度に「発生主義・複式簿記」といった企業会計的要素を取り込むことにより、資産・負債などのストック情報や、現金主義の会計制度では見えにくいコストを把握し、自治体の財政状況等をわかりやすく開示するとともに、資産・債務の適正管理や有効利用といった、中・長期的な視点に立った自治体経営の強化を目指すものです。

平成27年1月頃までに具体的なマニュアルを国が作成して、統一的な基準による財務書類作成となるようですが、今までに進められております複式簿記によります公会計モデルでは、貸借対照表、行政コスト計算表、資金収支計算書、純資産変動計算書の財務4表からなっており、ほぼこれに近い形でのマニュアルになると想定されます。

## 質 問 の 内 容

そこで以下の質問をいたします。

- ① 多くの自治体ではすでに基準モデル、総務省方式改訂モデルなどで財務4表を作成しているが多可町では作成しているのか。
- ② 本年5月に統一的な基準による財務諸表作成の前提となる固定資産台帳整備の準備を進めるようにとの総務大臣通達が出ているが進捗状況は。
- ③ 新地方公会計制度への移行は平成28年度決算までで、やむを得ない理由がある場合は2年間の猶予があると解釈しているが、多可町はいつから移行する予定か。
- ④ 新地方公会計に移行後、財務4表をどのように町財政運営に生かして行くつもりか。